

令和 7 年度 秋田県職員（健康環境センター研究員） 募集要項

令和 7 年 5 月 2 6 日
秋 田 県

○受付期間 令和 7 年 5 月 2 6 日（月）～令和 7 年 6 月 2 3 日（月）午後 5 時まで

問 合 せ
受 験 申 込 み

→

秋田県健康福祉部福祉政策課 総務チーム（秋田県庁 2 階）
〒010-8570 秋田市山王四丁目 1 番 1 号
TEL 018（860）1311（直通）

1 採用職種、採用予定人員及び職務内容

採用職種	採用予定人員(人)	職務内容
生化学 (研究員)	1	主に健康環境センターに勤務し、病原微生物（ウイルス・細菌等）の検査業務及び研究に従事するほか、本庁（保健・疾病対策課）又は地域振興局福祉環境部（保健所）において感染症等に関する調査などの専門的技術業務に従事します。

2 受験資格

昭和 5 1 年 4 月 2 日から平成 1 4 年 4 月 1 日までに生まれた者で、次のいずれかの要件を満たすものが受験できます。

- ア 生物系若しくは医療系の研究の経験を有し、修士又は博士の学位を取得している者
- イ 生物系若しくは医療系の研究の経験を有し、令和 8 年 3 月 3 1 日までに修士又は博士の学位を取得する見込みの者
- ウ 6 年制課程の大学を卒業又は令和 8 年 3 月 3 1 日までに卒業する見込みの者であって、当該課程修了を前提とした国家資格を取得した者又は令和 8 年 3 月 3 1 日までに国家資格を取得する見込みの者

◆ 次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ア 地方公務員法第 1 6 条に該当する者
 - ・禁錮（令和 7 年 6 月 1 日以降は拘禁刑）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・秋田県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- イ 外国籍の者のうち就職が制限される在留資格のもの
(ただし、採用予定日までに就職可能な在留資格に変更できる者は受験できます。)

◆外国籍の受験希望者の方へ

外国籍の職員は、担当できる職務等に次のような制限があります。

- (1) 外国籍の職員は、公権力の行使（行政処分（行為）や事実行為により、県民等の権利、義務に影響を与えること。）に携わる職務は担当できません。
- (2) 外国籍の職員は、公の意思の形成への参画に携わる職（県の意思決定において、知事等から権限の委任を受け又は専決権を与えられた職であり、原則として本庁の課長級以上及び地方機関の長が該当する。）に就くことはできません。

以上の事項を考慮の上、お申し込みください。

なお、試験方法、試験問題は日本国籍を有する者と同一です。

3 試験の種目、内容、実施時期

(1) 第1次試験

試験種目	内 容	実施時期
書類審査	受付期間に提出された申込書類の内容についての審査	令和7年6月下旬まで

(2) 第2次試験

試験種目	内 容	実施時期
適性検査	職務遂行に必要な適性についての検査	令和7年7月24日（木）予定 会場 秋田市内
口述試験	専門知識及び人物についての個別面接による試験	※時間等の詳細は第1次試験合格者に別途お知らせします。

※受験者数の状況等によっては、実施時期を変更する場合があります。

4 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行います。

なお、受験申込書記載事項等に虚偽の申告があった場合には、採用されないことがあります。

5 合格者の発表

第1次試験合格発表	令和7年7月上旬予定	合否について各受験者へ書面で通知します。
第2次試験合格発表	令和7年7月下旬予定	
最終合格発表	令和7年8月中旬予定	合格者に対し、書面で通知します。

6 採用

最終合格者の採用は、令和8年4月1日を予定します。

ただし、「2 受験資格」に定める要件に該当する見込みの者は、要件を満たすことを確認してからの採用となります。

「2 受験資格」に定める要件に該当する見込みで試験を受けた者が、令和7年度中に要件を満たすことができなかった場合は、最終合格者となった場合でも採用されません。

7 勤務条件

(1) 給与

ア 初任給は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年4月1日条例第22号）に基づき、経歴その他を勘案の上決定されます。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

イ 昇給は、原則として毎年1回行われます。

(2) 勤務時間

原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。

(3) 休暇

年間20日（採用年は15日）の年次休暇や病気休暇、ボランティア休暇・結婚休暇・出産休暇・家族看護等休暇・夏季休暇などの特別休暇、介護休暇などがあります。

(4) 福利厚生

職員住宅のほか、診療室などの施設があります。

8 申込手続

パソコンまたはスマートフォン（電子申請）で申し込んでください。

(1) 申込方法

「秋田県職員（健康環境センター研究員）の募集」（<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/89049>）の内容を確認してから、同ページ内の電子申請サービス（受験申込ページ）にアクセスしてください。

その後、電子申請サービスのアカウント登録を行い、完了したらログインの上、画面上の受験申込フォームに入力し、申込内容に間違いがないか確認して送信してください。

申込を行うと、申込完了通知メールが自動配信されます。アカウントを登録しただけでは、受験申込は完了していませんので、ご注意ください。

（注）1～2日経っても申込完了通知メールが届かない場合は、受験申込受付期間内に速やかにお問い合わせください。

(2) 受験申込フォームの入力要領

- ① 必要箇所に漏れなく入力し、該当する事項を選択（チェック）してください。
- ② 最近6か月以内に撮影した本人の写真（上半身、正面向、無帽、無背景、縦横比4：3）の画像ファイル（JPEG、PNG又はGIF）を添付してください。
- ③ 本要項「2 受験資格（ア～ウ）」のいずれかに該当することを証明する次の書類のスキャンデータ又は撮影データ（記載内容が確認できるもの）を添付してください。
 - ・研究歴等調書（ア・イ該当者は必須、添付様式による）
 - ・学位取得（見込み）又は卒業（見込み）を証明する書類（全受験者必須）
 - ・国家資格取得を証明する免許証等の写し（ウ該当者で取得済の者は必須）
- ④ 生物系若しくは医療系の研究活動等について、「秋田県職員（健康環境センター研究員）の募集」（<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/89049>）に掲載の【様式】研究歴等調書作成し、スキャンデータを添付してください。

（注）使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いませんので、時間に余裕を持って申請するとともに、受験申込が受付されたことを申込完了通知メールにより必ず確認してください。

◎ インターネット（電子申請）による受験申込の流れ

